

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております一般国道338号改築工事（大湊II期バイパス）およびこれに伴う市道付替工事について、令和5年7月28日付けで土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 1 事業の認定の告示があった土地
 - イ 収用の部分
青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内
 - ロ 使用の部分
青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大川守、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内
- 2 収用又は使用の手続きが保留されている起業地
青森県むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守及び字西ノ平、宇田町並びに川守町地内
- 3 手続きを開始する土地
 - イ 収用の部分
青森県むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守及び字西ノ平、宇田町並びに川守町地内
 - ロ 使用の部分
青森県むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道及び字大川守、宇田町並びに川守町地内
- 4 土地価格の固定について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 5 関係人の制限について
手続開始の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 6 損失補償の制限について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 7 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。
- 8 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。
この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 9 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対して行うことができます。
- 10 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県下北地域県民局地域整備部用地課又はむつ市都市整備部用地課においでくだされば配布いたします。
その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県下北地域県民局地域整備部用地課
住所	青森県下北地域県民局地域整備部用地課 〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号
電話	0175-22-8581
FAX	0175-22-9540

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております一般国道338号改築工事（大湊II期バイパス）およびこれに伴う市道付替工事について、令和4年6月29日付けで土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

ロ 使用の部分

青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大川守、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

2 収用又は使用の手続きが保留されている起業地

青森県むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

3 手続きを開始する土地

イ 収用の部分

青森県むつ市大字大湊字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、同市大湊上町並びに同市大湊浜町地内

ロ 使用の部分

青森県むつ市大字大湊字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、同市大湊上町並びに同市大湊浜町地内

4 土地価格の固定について

前記3の土地については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。

5 関係人の制限について

手続開始の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

6 損失補償の制限について

前記3の土地については、手続開始の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

7 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

8 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

9 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対して行うことができます。

10 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県下北地域県民局地域整備部用地課又はむつ市都市整備部用地課においでくだされば配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県下北地域県民局地域整備部用地課
住所	青森県下北地域県民局地域整備部用地課 〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号
電話	0175-22-8581
FAX	0175-22-9540

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めております一般国道338号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）およびこれに伴う市道付替工事について、令和2年8月7日付けで土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

ロ 使用の部分

青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大川守、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

2 収用又は使用の手続きが保留されている起業地

青森県むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

3 土地価格の固定について

前記1の土地（「前記2の土地」を除く。）については、事業の認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

4 関係人の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

5 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

6 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

7 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

8 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対してすることができます。

9 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県下北地域県民局地域整備部用地課又はむつ市都市整備部用地課においでくだされば配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県下北地域県民局地域整備部用地課
住所	青森県下北地域県民局地域整備部用地課 〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号
電話	0175-22-8581
FAX	0175-22-9540